

川崎市契約規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市契約規則 昭和39年4月1日規則第28号 (契約書)</p> <p>第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条第5項の規定により契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項は、この限りでない。</p> <p>(1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (3) 監督及び検査 (4) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金 (5) 危険負担 (6) <u>契約不適合責任</u> (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) その他必要な事項</p> <p>2 川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。)の適用を受ける公共工事にあつては、前払金に関する規則第4条に定める事項を記載しなければならない。 (契約不適合責任)</p> <p>第55条 市長は、第41条の規定により引渡しを受けた目的物(工事目的物に限る。以下この項において同じ。)が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下この条において「<u>契約不適合</u>」という。)である場合においては、<u>契約不適合を理由として、当該目的物の引渡しを受けた日から2年以内に、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求</u></p>	<p>○川崎市契約規則 昭和39年4月1日規則第28号 (契約書)</p> <p>第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第234条第5項の規定により契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、該当のない事項は、この限りでない。</p> <p>(1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (3) 監督及び検査 (4) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金 (5) 危険負担 (6) <u>かし担保責任</u> (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) その他必要な事項</p> <p>2 川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。)の適用を受ける公共工事にあつては、前払金に関する規則第4条に定める事項を記載しなければならない。 (かし担保)</p> <p>第55条 市長は、第41条の規定により目的物の引渡しを受けた日から次に掲げる工事の期間内に生じた工事目的物のかしの補修又はその補修に代え、若しくはその補修とともに損害の賠償を請求するものとする。ただし、<u>そのかしが契約者の故意又は重大な過失により生じた場合には10年間とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をするものとする。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、検査をして直ちにその履行の追完を請求するものとする。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用しない。この場合において、市長は、民法の定めるところにより請求等をするものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>契約不適合責任</u>を定めることができる。</u></p>	<p>(1) <u>鉄骨又はコンクリート構造物 2年</u></p> <p>(2) <u>木造構造物 1年</u></p> <p>(3) <u>舗装工事 コンクリート舗装 1年</u> <u>その他の舗装 6月</u></p> <p>(4) <u>植栽工事 枯れ補償 1年</u></p> <p>(5) <u>設備工事 1年</u></p> <p>2 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、<u>かし担保</u>を定めることができる。</u></p>